

11月9日~15日は 秋の火災予防運動

火は見てる あなたが離れる その時を

11月9日から15日までの7日間は、秋の全国火災予防運動期間です。昨年、全国の住宅火災による死者数は1187人で、このうち687人は65歳以上の高齢者で、全体の約60%を占めています。

住宅用火災警報器を取り付けましょう

高齢者等の逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。既存の住宅は平成20年6月1日までに設置をお願いします。



日頃から気をつけましょう

出火原因の第1位は放火火災です。町民の皆さん一人ひとりが日頃から家庭や地域等で、放火されないよう、家の周囲に燃えやすい物を置かないようにしましょう。

問い合わせ／深谷市消防本部予防課（☎571・0913）または深谷市消防本部花園消防署寄居分署（☎581・0119）へ。

普通救命講習会のお知らせ

日時／11月24日（土）午前9時～正午
 場所／深谷市消防本部花園消防署3階大会議室
 対象／深谷市・寄居町在住、在勤者
 定員／30名（先着順）
 費用／無料
 準備するもの／筆記用具、動きやすい服装をお願いします。
 内容／AED（自動体外式除細動器）の取り扱い方法など
 申し込み／深谷市消防本部へ直接または電話でお申し込みください。
 ※当日の申し込みはできません。
 問い合わせ／深谷市消防本部警防課（☎571・0914）へ。

防火ポスターコンクール 寄居町から4人が入賞

深谷市消防本部と深谷市危険物安全協会では、深谷市・寄居町の小学生を対象に、防火ポスターの作品募集を行いました。寄せられた436点の作品の中で、寄居町からは次の方々が入賞されました。なお、作品については11月17日（土）・18日（日）の2日間、寄居町産業文化祭で展示します。

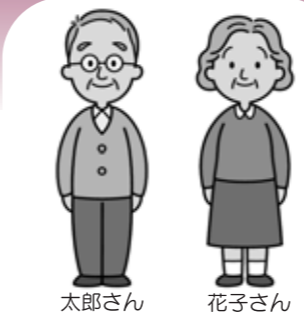


特選 早津賢人さん（寄居小4年）

入選

- 渡邊 彩さん（寄居小5年）
- 小西 李奈さん（寄居小6年）
- 神田 未来さん（折原小6年）

「後期高齢者医療制度」って何なの？



荒川さん夫婦は、夫の太郎さん（78歳）と奥さんの花子さん（75歳）の二人で暮らしています。二人は、お茶を飲みながら、広報よりい10月号に掲載されていた『後期高齢者医療制度』について話をしています。何を話しているのか聞いてみましょう。

花子さん おじいさん、この間、広報よりいに掲載していたけど、「後期高齢者医療制度」って何なんだろうねえ。

太郎さん 法律が改正されて、来年から新しい制度に変わるらしいよ。75歳以上の人は、みんな新しい制度に移るんだよ。（注：65歳以上で一定の障害のある方を含みます）

花子さん 私たちは、国民健康保険と老人医療の受給者証を持ってお医者さんにかかっているけど、今度はどうなるんでしょうね。

太郎さん 埼玉県の全部の市や町村が加入している広域連合の被保険者になるんだよ。保険証も広域連合から出されるんだ。その保険証でお医者さんにかかることになるんだよ。

花子さん 国民健康保険はどうなるの？

太郎さん 国民健康保険からは自動的に抜けることになるんだ。社会保険に入っている人も、75歳以上の人は、広域連合の被保険者になるんだよ。

花子さん いつからそうなるの？

太郎さん 来年の4月1日からだよ。病院の窓口で支払う医療費は高くなるの？

太郎さん 今と同じで、変わらないよ。じゃあ、何がかわるの？

花子さん そうだなあ、さっき話した加入保険が変わること、国民健康保険税を納めなくてもよくなることかな。でも、加入している一人ひとりが保険料を納めることになるんだよ。

花子さん 私たちは、おじいさんが世帯主で国保税を納めていたけど、今度は、国保税がなくなる代わりに、おじいさんと私がそれぞれ保険料を納めることになるんですね。

太郎さん そうだよ。

花子さん 保険料はいくら位になるの？

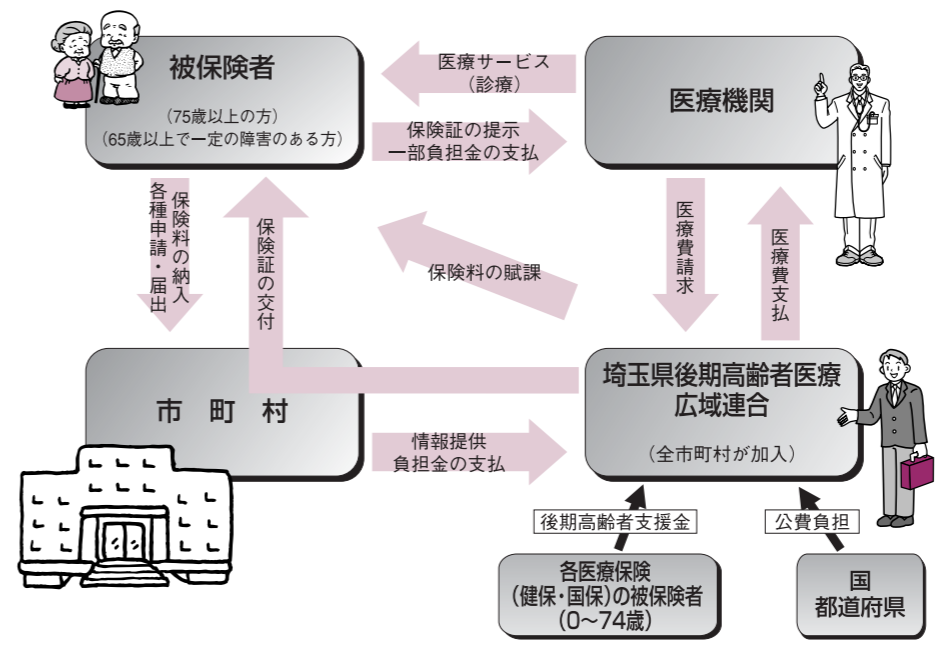
太郎さん 厚生労働省では、全国平均で、年間7万4千円位を考えているらしいよ。でも、保険料は、都道府県ごとに決めることになるんだよ。埼玉県では、まだ決まっていないんだ。

花子さん 保険料が決まったら、金額や納める方法も早く知らせてほしいですね。

太郎さん 保険料は、年金からの天引きが基本になるそうだよ。軽減措置もあるみたいだし、町ではいろいろなことを知らせてくれるらしいから、これからはよく広報よりいをよく読んでいかなとね。

花子さん そうで

制度のしくみ



すね。私も広報よりいをよく読むことにしますよ。

太郎さんと花子さんの会話にもあるように、町では、これからは『後期高齢者医療制度』についてお知らせをしていきますので、皆さんのご理解をお願いします。

問い合わせ／町民課（☎581・2112 1内線106・110）へ。

年金 あれこれ

裁定請求書を送付しています

社会保険事務所では、年金を請求される方の裁定請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎える方に、社会保険庁が管理している年金加入記録等を記載した年金の裁定請求書や年金に関するお知らせを送付しています。

60歳到達月の3カ月前

- ・受給資格があり（納付済期間等が25年以上）、60歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求書の案内についてのリーフレットを送付します。手続きは、60歳の誕生日の前日から行うことができます。
- ・受給資格はあるが、厚生年金の加入期間が12カ月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求書の案内についてのリーフレットを送付します。手続きは、65歳前にすでに受給権がある方で、まだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と裁定請求書の案内についてのリーフレットを送付します。手続きは、随時行うことができます。

65歳到達月の3カ月前

- ・受給資格はあるが、国民年金の期間のみや厚生年金の加入期間が12カ月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求書の案内についてのリーフレットを送付します。手続きは、65歳前にすでに受給権がある方で、まだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と裁定請求書の案内についてのリーフレットを送付します。手続きは、随時行うことができます。

問い合わせ／熊谷社会保険事務所（☎522・5211）または町民課（☎581・2112 1内線108・109）へ。